

令和元年12月13日（金）

**日程第15 請願第3号 「所得税法第56条」  
の廃止を求める意見書の提出を  
求める請願について**

○議長（土井裕美子君）日程第15 請願第3号 「所得税法第56条」の廃止を求める意見書の提出を求める請願について を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務委員会委員長 16番 樽井さん。

〔16番（樽井豪男君）登壇〕

○16番（樽井豪男君）去る12月5日の本会議において本委員会に付託された請願第3号 「所得税法第56条」の廃止を求める意見書の提出を求める請願について を審査するため、12月6日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致で採択すべきものと決しましたので、以下の概要を報告します。

請願第3号の趣旨は、個人事業主が生計を一にする親族に支払った給与や家賃を経費として認められるよう、国に対し、所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出を求めるものであります。

委員から質疑、意見等はありませんでした。

どうかご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（土井裕美子君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんの

で、討論を終結いたします。

これより、請願第3号 「所得税法第56条」の廃止を求める意見書の提出を求める請願について を採決いたします。

委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本件は委員長報告のとおり採択されました。

**日程第16 請願第4号 水道料金は値上げ  
しないことを求める請願について と、日  
程第17 請願第5号 公共下水道料金の値  
上げ中止を求める請願について**

○議長（土井裕美子君）日程第16 請願第4号 水道料金は値上げしないことを求める請願について と、日程第17 請願第5号 公共下水道料金の値上げ中止を求める請願について の2件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

経済建設委員会委員長 8番 杉本さん。

〔8番（杉本俊彦君）登壇〕

○8番（杉本俊彦君）去る12月5日の本会議において本委員会に付託された請願第4号 水道料金は値上げしないことを求める請願について、請願第5号 公共下水道料金の値上げ中止を求める請願について を審査するため、12月9日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも賛成少数で不採択とすべきものと決しましたので、以下その概要を報告します。

請願第4号の趣旨は、令和元年9月定例会において、令和2年4月より水道料金を値上

げすることが可決されたところであるが、市民にさらなる負担を強いることがないように水道料金を値上げしないこと、及び施設再構築計画の市民参加による見直しを行うことを求めるものである。

委員から当局に対し、本市同様大滝ダムを水源とする川の表流水を使用している自治体の水道料金について だけがあり、月当たり20 m<sup>3</sup>使用における水道料金は、五條市で3,693円、御所市で3,765円、橿原市で3,693円、大和高田市で4,363円、本市での値上げ後の料金については3,960円である との答弁がありました。

討論に入り、採択することに賛成の立場から、水道料金の値上げは決まっているが、困るといった市民の声は今でも多くあり、値上げしないでほしいということと、市民参加による当該計画の見直しを行うことが請願の趣旨であることから、本請願に賛成する との討論がありました。

採択することに反対の立場から、値上げについては反対であるが、請願趣旨に記載している当時の市政運営については変えることはできないため、現状における対策を考えることが大切である。また、市民参加による当該計画の見直しについて必要性は感じているが、9月定例会において値上げが決まっていることから本請願に反対する との討論がありました。

請願5号の趣旨は、消費増税が実施され、令和2年4月から水道料金が値上げされる中、公共下水道料金が値上げとなれば、さらに市民負担が増え生活に及ぼす影響も大きいことから、計画区域をはじめとする事業そのものを見直すことにより、公共下水道料金の値上げ中止を求めるものである。

委員から紹介議員に対し、請願趣旨に記載している内容について納得できる部分はある

が、請願事項については今後一切の値上げをしないという認識でよいか とのただけが、今後、市政の状況等が変化する中で、できるだけ値上げしない方策を考えていくべきであり、一切値上げしないということではない との答弁がありました。

討論に入り、採択することに賛成の立場から、今定例会に提案されている公共下水道料金の値上げに係る条例改正案は本委員会において既に可決されているが、今回本請願は値上げしてほしくないという市民の思いにより提出されていることから、本請願に賛成するとの討論がありました。

採択することに反対の立場から、本委員会において当該条例改正案が既に可決されており、人口減少や施設の老朽化など、本市を取り巻く環境が厳しくなる中で、値上げについて議論が必要であると考えことから、本請願に反対する との討論がありました。

以上です。

○議長（土井裕美子君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより、請願第4号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

11番 阪本さん。

〔11番（阪本久代君）登壇〕

○11番（阪本久代君）請願第4号 水道料金は値上げしないことを求める請願について、採択に賛成の立場で討論を行います。

橋本市の水道料金は今でも高いのに、これ以上高くなつては暮らせなくなるというのが市民の思いです。市は再構築計画を見直すと言っています。見直してから料金の検討をしても遅くないと思います。9月議会で水道料

金の値上げは議決しましたが、値上げは来年の4月からです。今からでも再構築計画を市民参加で見直すことはできると思いますので、採択に賛成です。

○議長（土井裕美子君）次に、討論する方ありませんか。

15番 堀内さん。

〔15番（堀内和久君）登壇〕

○15番（堀内和久君）私は、本請願採択について反対の立場から討論させていただきます。

水道は市民生活に欠かせないものであります。安心安全な水を今後も使用者に届ける責務があります。しかしながら、その水道施設は老朽化が進み、更新工事が待ったなしの状態であります。また、耐震化への取り組みも求められております。安定給水のために工事を行うには多額の資金が必要ですが、公営企業である水道事業は可能な限り独立採算で経営を行うべきであると思います。令和2年4月1日からの水道料金は、市民生活に配慮した段階的料金改定による9%となっております。また、市民、委員も参加した橋本市水道事業審議会からの答申にあった少量使用者への配慮もなされております。

本年9月議会において、今回の料金改定は将来に負担を先送りすることなく、市民の暮らしを守るためにもやむを得ない苦渋の決断でもあると判断され可決されております。この決定を尊重するべきと考え、本請願について反対いたします。

そして、私的につけ加えさせていただくと、6月、9月、上水道・下水道ともに僕は最初から賛成の立場でずっとおりましたので、その意思も貫き通すということ添えさせていただきます。

○議長（土井裕美子君）ほかに討論する方ありませんか。

17番 岡さん。

〔17番（岡 弘悟君）登壇〕

○17番（岡 弘悟君）ちょっときょうはしつこくやっとなるで申しわけないですけど。私は本請願に対して賛成、採択をしてほしいという立場で討論させていただきます。

先ほど、15番議員も一貫してずっと賛成してきたからということで、僕も一貫してこの値上げについては反対してきました。ただ、9月議会でもう既に可決されていますので、それを今さらどうこう言うつもりはないんですけども、ただ一点、ここで自分の思いをお伝えしたいというのは、やはり下水道事業に関しても前回6月議会でも否決されたというのはやはり見直しする余地があるんじゃないかという理由で否決をして、現状可決ということになっています。水道事業に関し、特に下水道事業というものは、先ほど委員長報告でもありましたけども、交付税措置が減らされるという時間との勝負の中で、それでも見直しを考えて約2,000万円減額されるという事態にはなりましたけども、それでも市民のことを考えて減額のほうを選んだと、市議会としては私はそのように考えております。

ということは、水道もやはり同じように、もう少し見直す部分があるんじゃないかという思いは今でも残っております。ただ、可決された議案に対してどうこう思っているんじゃないですけど、今後の未来に対して、やはりこの値上げを行った後にもう一度経営状態を見て、経営状態が考えれるのであれば、その期間のスパンを考えてやはり見直しをしていくべきだと思うので、こういった意見は吸い上げていただきたい。そういう思いから、採択していただきたいと思い討論させていただきました。

以上です。

○議長（土井裕美子君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、請願第4号 水道料金は値上げしないことを求める請願について を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（土井裕美子君）起立少数であります。

よって、請願第4号は不採択と決しました。

次に、請願第5号 公共下水道料金の値上げ中止を求める請願については、先刻、議案第18号 橋本市下水道条例の一部を改正する条例について が原案のとおり可決されておりますので、請願第5号 公共下水道料金の値上げ中止を求める請願については不採択とされたものとみなします。